

上田市人権施策基本方針(第1次改定)

平成28年度事業進捗状況

(審議会資料)

平成29年6月

上田市人権男女共同参画課

上田市人権尊重のまちづくり審議会

上田市人権尊重のまちづくり条例

(上田市人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第8条 人権尊重のまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、上田市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第9条 審議会は、人権施策基本方針に関する事項のほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第10条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

任 期 平成27年10月1日から平成29年9月30日（2年）

開催予定 審議内容は、前年度の実施状況について審議をお願いします。

委員報酬 3,800円/1回 （源泉徴収（3.063% 116円）後指定口座に振込）

上田市人権施策基本方針(平成25年3月改定)

第5章 推進体制

2 上田市人権尊重のまちづくり審議会

市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。

4 評価と見直し

この基本方針を実効性のあるものとするため、関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行います。

1 上田市人権施策基本方針

上田市人権尊重のまちづくり条例の前文においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下の平等も、かかる原理に基づくものである」としています。

そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」と定め、また都市宣言では、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と宣言しています。

この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように定めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けたまちづくりの目標

- ① 一人ひとりがかけがいのない命を大切にし、差別と偏見のない安心して暮らすことができるまち
- ② それぞれの個性や能力等を尊重しあうとともに、これら十分に発揮することができるまち
- ③ 社会生活における多様な文化や価値観を尊重しあい、共によりよく生きていくことのできるまち

基本理念実現のための人権施策の方向性

- ① 人権の視点に立った行政の推進
- ② 人権意識高揚のための施策
 - 1) 人権教育・啓発の推進
 - 2) 人権教育・啓発の方向性
 - 3) さまざまな場における人権教育の推進
- ③ 人権擁護と救済のための施策
 - 1) 相談・支援体制の充実
 - 2) 救済・保護体制の充実
 - 3) 情報提供の充実

基本理念実現のための分野別施策の方向性

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 同和問題
- ⑥ 外国人
- ⑦ 犯罪被害者等
- ⑧ インターネットによる人権侵害
- ⑨ さまざまな人権問題
 - 1) パワー・ハラスメント
 - 2) 北朝鮮当局による人権侵害
 - 3) HIV感染者やハンセン病患者など
 - 4) 地域社会の慣行における人権
 - 5) 刑を終えて出所した人
 - 6) 性的指向・性同一障害
 - 7) ホームレス
 - 8) アイヌの人々

ほかにも、中国帰国者の人権、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題などさまざまな人権問題が存在します。

上田市の人権施策の推進体制

- ① 行政における推進体制

人権施策を総合的に進めるため、「上田市人権施策推進庁内会議」により、関係部局との連携を密にして施策の推進を図ります。

② 上田市人権尊重のまちづくり審議会

人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況について意見を述べます。

③ 市民・団体・関係機関との連携

市民、自治会、人権啓発推進委員会、NPOなどの市民団体、企業、国、県など人権にかかわる機関などと連携して効果的に取り組みます。

④ 評価と見直し

上田市の関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行います。

必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析、研究し施策に反映させます。

2 上田市及び団体における人権関連事業

上田市では、人権施策の基本理念である、「一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指して、毎年「人権を考える市民のつどい」を開催し、人権意識の高揚図っています。平成28年度は、2年前に完成したサントミューゼで開催し、養老孟司氏を講師に迎え、「希望は壁の先にある～養老流 人生を楽しむ極意～」と題した講演会を行いました。入口ホワイエでは、人権啓発のパネルの展示、小中学生徒等が作成した人権啓発ポスター・標語の展示（上田市・上田市人権啓発推進委員会）、市内小学校で取り組んだ「人権の花運動」の活動報告の展示（上田人権擁護委員協議会）等を行いました。

資料

生涯学習・文化財課

平成28年度事業

- ・第11回人権を考える市民のつどい（平成28年10月6日 於；サントミューゼ大ホール）
主催 上田市、上田市教育委員会、部落解放同盟上田市協議会、
上田市人権啓発推進委員会、上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会
協賛 上田市議会、上田市自治会連合会 他63団体
講演会 「希望は壁の先にある～養老流人生を楽しむ極意～」
講師 養老 孟司氏（東京大学名誉教授）
参加者 約1,500人

平成27年度事業

- ・第10回人権を考える市民のつどい（平成27年10月1日 於；サントミューゼ）
主催 上田市、上田市教育委員会、部落解放同盟上田市協議会、
上田市人権啓発推進委員会、上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会
協賛 上田市議会、上田市自治会連合会 他64団体
講演会 「一緒に生きて行きましょう」
講師 家田 庄子氏（作家、僧侶）
参加者 約1,200人

①上田市人権啓発推進委員会（会長 橋爪 一壽）

日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめとする差別意識解消のため、市民の自発的、自覚的活動を促し、人権意識の高揚を図ることを目的とし、さまざまな人権教育・啓発事業などの活動をしています。

人権を考える市民のつどい、上田駅等における人権週間街頭啓発、ポスターや作文等の人権作品の募集及び作品集の配布、人権啓発担当者研修会、うえだ人権フェスティバルの開催、広報誌「ヒューマン上田」の各配布などを行っています。

資料

生涯学習・文化財課

平成28年度事業

- ・第11回人権を考える市民のつどい（平成28年10月6日 於；サントミューゼ）
- ・人権週間街頭啓発（平成28年12月5日～10日 上田駅前ほか市内スーパー3箇所）
- ・人権作品（ポスター、作文、詩、標語）の募集 → いのち・愛・人権作品集
- ・うえだ人権フェスティバル（平成29年2月18日～19日 於；丸子文化会館）
　人権に関する資料の展示、人権作品の展示
　講演会 「音でつながる人権コンサート」
　講師 上原 ひろ子氏
- ・広報紙「ヒューマン上田」の発行（年1回全戸配布）

②上田人権擁護委員協議会（会長 金井 航三氏）

長野地方法務局上田支局の管内の市町村（上田市、東御市、長和町、坂城町、青木村）の人権擁護委員45名で組織する団体で、基本的人権の擁護を推進するとともに、世界人権宣言その他の人権に関する国際的規約の趣旨を実現することを目的とし、さまざまな活動をしています。

人権相談所の開設や、上田駅などにおける人権週間街頭啓発、夏祭りでの街頭啓発、人権作文コンテスト、人権の花運動、小学校・保育園・福祉施設において人形劇による啓発活動などの活動をしています。

資料

人権男女共同参画課

人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村の区域で人権擁護活動を行う法務大臣から委嘱された人たちで、人権尊重思想の普及及び高揚を図るとともに、人権侵害による被害者の救済、人権相談などの活動をしています。

45名 上田市(24)、東御市(8)、長和町(4)、坂城町(6)、青木村(3) 平成28年4月1日 現在

地区	委員数	男	女	女性比	60未満	65未満	70未満	70以上
上田地域	12人	5人	7人	58.3%	2	3	2	5
丸子地域	6人	5人	1人	16.7%			4	2
真田地域	4人	2人	2人	50.0%	2	1	1	
武石地域	2人	1人	1人	50.0%	1		1	
計	24人	13人	11人	45.8%	5	4	8	7

推薦時に新任は68歳以下、再任は75歳以下 年齢制限以外は、上申書を添えて推薦

合併後の定数は規定(1,601,904人→11人+3人)では14人であるが、特別定数により合併前と同数とする。

長野地方法務局上田支局

〒386-0017 上田市踏入1-3-29 電話 23-2001 fax 23-2002

人権擁護委員の任期は3年

人権擁護委員の委嘱：上田市から法務局に推薦し、法務局が法務省に上申し、法務大臣が委嘱

平成28年度事業

・人権相談

- ① 常設相談 月・水・金曜日（週3回祝日除く） 9：00～16：00 法務局上田支局
上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域単位で相談所を開設
- ② 特設相談 人権擁護委員の日特設相談 H28. 6. 1

子ども心配事相談 H28. 7. 2

女性の悩みごと相談 H28. 6. 12

H28. 11. 19

H28. 12. 4

人権週間特設相談

- ・人権週間街頭啓発（平成28年12月5日上田駅前他）

- ・人権作文コンテスト → 「明日へのおくりもの」という冊子にして学校などに配布

- ・小学校・保育園・福祉施設における人形劇による啓発活動

- ・人権の花運動

豊殿・神科・丸子中央・川西・本原・和・坂城・長門の各小学校

③部落解放同盟上田市協議会

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向け、全ての人々の人権意識の高揚を図ることを目的とし、さまざまな活動をしています。

人権講座や各種相談、解放子ども会活動支援事業、学習会をとおして地域との交流などを行っています。

資料

人権男女共同参画課

部落解放同盟上田市協議会

人権同和対策関係団体 活動支援事業 補助金 補助対象事業

1 人権教育・啓発の推進に関する事業

人権教育・人権啓発を推進するため、地域の学習会、研修会又は地域交流活動を開催し、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を図る。

2 人権救済対策事業

市民の人権侵害に対し、人権救済又はそれに係る人権啓発を進め、問題解決を図る。

3 人権同和対策指導者養成事業

人権同和対策に必要な指導者を養成し、地域の学習会や研修会における指導的役割を果たす。

4 部落解放子ども会活動事業

部落解放への自覚と差別に負けない力の養成と基礎学力の向上を図る。

人権講演会

平成28年度

平成28年11月13日

演題 「福祉と人権」

講師 三遊亭 らん丈 (東京都町田市議会議員・落語家)

城南公民館 参加者 94人

平成27年度

平成27年10月24日

演題 「平和でなくては落語は笑ってもらえない」

講師 古今亭 菊千代 (落語家)

城南公民館 参加者 117人

平成26年度

平成26年10月11日

演題「橋はかかる」～被差別部落に生まれ育つて～

講師 村崎 太郎氏

(日本では途絶えた猿回しを復活 次郎の「反省」ポーズで全国的な人気者となる)

塩田公民館 参加者 80人

相談事業

同和問題における相談の内容は、門地による差別に起因しており、一般的な相談窓口や行政職員では適切な対応が難しい側面がある。依然部落差別が現存する中で、同和問題に起因する人権相談について、さまざまな知識があり、また相談者の心情を理解し得る相談員が必要であることから、各運動団体の相談員により実施することでより適切な対応が可能なため「部落解放同盟上田市協議会」に相談事業を委託する。

相談の内容は、差別問題のほか、法律、経営、税務、教育、進学、就職、転職等であり、事案によっては法律等の専門知識が必要であり、このような相談ができる窓口があり、いつでも相談できる状況を提供する。

年度	相談件数	相談内訳						
		法関係	経済・税務・返済	教育・進学	差別問題	就職・転職・資格	一般生活・福祉	その他
平成26年度	401	9	242	4	12	68	65	1
平成27年度	382	17	196	2	15	57	90	5
平成28年度	380	6	200	7	26	38	102	1
解放子ども会	(小・中学生)							
年度	計	緑ヶ丘	城南	東前山	丸子	武石		
平成26年度	22	4	3	10	1	4		
平成27年度	11	休会	休会	9	1	1		
平成28年度	11	2	休会	5	2	2		

④上田市における各分野ごとの推進

上田市では、人権施策基本方針に基づき、各分野における関係課がそれぞれの計画等により、人権の視点に立った施策を推進し、人権が尊重される社会の実現を目指しています。

分野別における関係課

分 野	関 連 課	計 画 等
1 女性	人権男女共同参画課 子育て子育ち支援課 学校教育課 保育課	上田市男女共同参画計画 上田市教育支援プラン
2 子ども	子育て子育ち支援課 生涯学習・文化財課 福祉課	上田市子ども・子育て支援事業計画
3 高齢者	人権男女共同参画課 障がい者支援課 高齢者介護課 保育課	上田市高齢者福祉総合計画
4 障がい者	障がい者支援課 高齢者介護課 福祉課 学校教育課 保育課	上田市障害者基本計画
5 同和問題	生涯学習・文化財課 人権男女共同参画課	上田市人権施策基本方針
6 外国人	市民課 学校教育課	上田市多文化共生のまちづくり推進指針
7 犯罪被害者等	人権男女共同参画課 生活環境課	
8 インターネットによる人権侵害	情報システム課（マルチメディア）	上田市情報化基本計画
9 さまざまな人権問題	人権男女共同参画課	

1 女性

(1) 現状と課題

「世界経済フォーラム」の「男女格差報告」で、日本は2016年、144カ国中111位（2015年は145カ国中101位）で、依然として先進国のなかでは、低迷しています。更なる男女平等を進め、女性に対する差別や偏見をなくしていくためにも、さまざまな課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を担い合える社会の早期実現が必要です。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画条例」、「上田市男女共同参画計画」に基づき、女性への差別や偏見をなくし、互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するため、男女が性別にかかわりなく、一人の人間として個性と能力が發揮でき、ともに責任を担い合う社会を目指していきます。

(3) 施策の方向

「上田市男女共同参画計画」等に沿った具体的な施策を、人権男女共同参画課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 偏見や差別意識の解消など啓発の推進

■ 実施状況

- ・市民フェスティバルで講演会を実施し、若者の視点から未来を通して男女共同参画についての啓発を行いました。
- ・さんかく講座において「人生を輝かせる音楽と絵画と講演会」を中央公民館等と共に開催し、人権を尊重しながら、障がい者をはじめ多様な能力を生かす社会のあり方を学びました。
- ・第2次上田市男女共同参画計画が平成28年末に期間を終了することから、第3次上田市男女共同参画計画の策定を実施しました。

資料

人権男女共同参画課

- ・市民フェスティバル
平成28年7月9日 上田市中央公民館 参加人数 180人
「～男女がつくるいきいき上田～」
講演会 講師 古市憲寿
演題 「絶望の国 希望の国～ズレている社会をどう生きる？～」
- ・講座 「人生を輝かせる音楽と絵画と講演会」
平成28年3月23日 上田市文化センター 参加人数 142人
講師 木村浩子

■ 今後の課題等

- ・意識啓発を更に進め課題解決型の実践的な取組を通して、女性問題が解決できるような啓発活動を続ける。

② 政策や方針決定の場への女性の参画促進

■ 実施状況

- ・女性の意見を上田市政に反映させると同時に、有効な人材の活用を図るために引き続き上田市の審議会に女性委員の登用（約40%）を進めました。
- ・自治会活動や雇用分野への女性の参画促進を図るため、男女共同について優れた取組を行った団体について男女共同参画推進事業表彰（3件）を行いました。

資料

人権男女共同参画課

・審議会の女性委員の推移

	審議会数	委員数	うち女性委員	女性委員比率
平成24年度	46	583	236	40.5%
平成25年度	46	585	244	41.7%
平成26年度	46	635	264	41.6%
平成27年度	46	656	272	41.5%
平成28年度	57	738	307	41.6%

・平成28年度男女共同参画推進事業表彰

・株式会社 エム・ジェイ

仕事の質の向上やチームワークの強化を図り、社員同士が主体的に子育てを応援する雰囲気を形成しています。子育て等の家庭生活や地域活動に参加しやすい環境を整えることが地域貢献につながると考え、育児休業制度の整備やノー残業デーを導入し、男性社員の子育て等への参画促進に取り組んでいます。

・社会福祉法人 敬老園

女性職員の比率は、68.3%で、女性が多く働く職場であるとともに、部長職の女性比率は40%と管理職における女性比率も高い企業です。育児や介護による離職の防止に向けて、育児・介護休暇制度に関してトップから職員一人ひとりまで情報共有されるよう、経営者・管理者の理解を徹底させ、職員への周知強化に努めています。職員のライフステージに配慮し、結婚、転居、子育てなど、環境の変化に応じて希望する職場で働けるよう異動希望調査を行っています。

・町吉田自治会

女性が地域で果たしてきた役割は大きく、自治会において、意思決定機関である3役及び評議会に女性の登用ができるよう決議をし、2名を登用しています。役員の女性登用率31.3%、評議会では28%と女性が多く活躍しています。依頼するにあたっては、職務内容に関する詳細な資料を作成して戸別訪問をし、女性にぜひ活躍してほしいという思いを伝えるなど、引き受けやすいよう工夫しています。

・男女共同参画推進事業表彰の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
自治会	1			3	5	6	3		4	2	2	2	1	29
法人	2	1		3	1	3	2		2	1	2	2	1	20
団体	1					3		1				1	6	
計	4	1	0	6	6	12	5	1	6	3	4	4	3	55

■今後の課題等

- ・女性の人材を把握し、人材育成や支援を今後進めていく必要がある。
- ・男女共同参画推進事業者表彰については制度の更なる普及に力を入れ、優れた事例を地域に効果的に紹介していく。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

■実施状況

- ・女性相談員によるなんでも相談をはじめとする各種相談事業を実施し、家庭内暴力についての相談に対しては子育て・子育ち支援課と連携して対応しました。
- ・家庭内暴力について、被害者を避難させる必要がある場合はこれ以上の被害を防ぐための避難措置を行い、一方、自らが行う加害者との話し合いや問題の解決へ向けた手助けを行いました。

資料

人権男女共同参画課

・相談数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就業・労働条件	7	12	7	5	5

健康	15	3	1	2	35
家庭	207	140	167	152	120
その他	42	64	75	57	43
計	271	219	250	216	203
うち女性弁護士相談	47	48	47	46	44

女性相談員による何でも相談

火曜 11:00～18:00 木曜 10:00～17:00

第2・第4土曜日(予約のみ) 10:00～17:00

女性弁護士による法律相談

第4木曜日 10:00～12:00 4組 30分/1組

子育て子育ち支援課

「ひとり親・女性相談」のなかで受けた家庭内暴力についての相談件数 91件

子育て・子育ち支援課 23-2000

「ひとり親・女性相談」 毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00

「家庭・児童相談」のなかで受けた家庭内暴力における被害者避難措置 2件

子育て・子育ち支援課 23-2000

「家庭・児童相談」 毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00

■今後の課題等

- ・女性への暴力に対して、被害者が気軽に相談できるように市民へ周知を図っていく。
- ・各相談窓口が連携して、今後も避難が必要と判断された場合は、速やかに対応していく。

2 子ども

(1) 現状と課題

不登校やいじめ、児童虐待の問題は、依然として大きな課題となっています。不登校やいじめ、児童虐待の兆候をいち早く把握して、迅速に対応するべきです。そのためには、私たち自身が地域や家庭で人権について語り合い、子どもの権利について理解することが重要です。

(2) 基本方針

全ての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、互いに支え合えるまちづくりを進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市子ども・子育て支援事業計画」、「上田市教育支援プラン」等に沿った具体的な施策を、子育て・子育ち支援課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 子どもの人権に関する教育の推進

■実施状況

- ・小中学生の人権作文コンテストを開催し、作文を通して児童・生徒に人権の大切さを考えてもらうきっかけを作った。
- ・市内の教職員を対象に人権についての研修を行い、教職員がより確かな人権感覚を身につけ人権教育を実践する力を高めた。

資料

人権男女共同参画課

- ・人権擁護委員「中学生人権作文コンテスト」
応募数 2,366点 入賞18点（最優秀賞1点 優秀4点 奨励5点 佳作8点）
入賞18点のうち上位3点を長野県大会に推薦
12/11 サントミューゼ 多目的ホール 全国中学生人権作文コンテスト上田大会表彰式

生涯学習・文化財課

- ・市内教職員を対象に人権についての研修会を実施 参加人員1,429人

■今後の課題等

- ・学校における教育活動のあらゆる機会を通じて、子どもたちの人権尊重の精神を涵養していく。
今後も教職員の研修を続け、子どもたちが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること、人に優しい行動・態度をとることができるよう努めていく。

② 子どもを虐待から守る取組の推進

■実施状況

- ・児童虐待の早期発見や適切な保護を図るために、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し情報の共有や支援内容の協議を行い、保護が必要な児童について支援を行った。
- ・要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議)を開催し、虐待相談(111件)の個別ケースごとの対応を検討した。

資料

子育て・子育ち支援課

- ・児童相談所
児童福祉法に基づいて設置され、子どもに関する専門的な相談をお受けし、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく相談機関です。子ども本人や家族、親戚、学校や保育所の職員、地域の方など、どなたからでも相談をお受けします。

相談方法

相談日時は、月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分（祝日、年末年始を除く）です。あらかじめ電話でお申込みください。相談日時を予約させていただきます。相談費用は無料です。秘密は堅く守ります。電話での相談も受け付けています。お子さんの居住地により、管轄する児童相談所が異なります。連絡先については、児童相談所の所在地をご覧ください。

中央児童相談所 〒380-0872 長野市大字南長野妻科144

連絡先 TEL:026-238-8010 FAX:026-238-8025

管轄区域

長野市、上田市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、小県郡（長和町、青木村）、埴科郡（坂城町）、上高井郡（小布施町、高山村）、下高井郡（山ノ内町、木島平村、野沢温泉村）、上水内郡（信濃町、飯綱町、小川村）、下水内郡（栄村）

■今後の課題等

- ・保護が必要な児童をとりまく状況が複雑化するなか、関係機関との更なる連携強化を図る。
- ・児童虐待防止活動団体との連携を図り、保護が必要な児童にもれなく迅速に支援できるような体制を整える。

③相談・支援の充実

■実施状況

- ・教育相談所を中心に、家庭、学校、ふれあい教室（不登校者対象）等との連携を密接にとりながら、相談活動や学校訪問、家庭訪問を行った。1,405件
- ・人権擁護委員によるSOSミニレター事業を実施し、直接悩みを打ち明けられない児童・生徒について、文章で人権擁護委員に相談できる機会を作った。

資料

学校教育課

「学校に行きたがらない」、「学校生活での心配」等子どものさまざまな問題を共に考え、助言・指導していく教育相談と、不登校の小・中学生を受け入れ、適応指導をする「ふれあい教室」の二つの活動を行っています。

- ・上田市教育相談所 上田市中央六丁目5番39号（ひとまちげんき・健康プラザ2階）
0268-27-0241 (FAX番号：0268-27-0253)
- ・ふれあい教室

常磐城ふれあい教室	常磐城六丁目3番29号	(旧ときわ保育園)	0268-27-0104
上田原ふれあい教室	上田原1081番地3		0268-23-6821
丸子ふれあい教室	生田2177番地	(信州国際音楽村内)	0268-42-1090
真田ふれあい教室	真田町本原2165番地		0268-72-2004
武石ふれあい教室	武石上本入374番地		0268-85-3344

開所日：月曜日から金曜日まで 開所時間：9時から16時

休所日：土・日・国民の祝日、12月29日から1月3日まで

障がい者支援課

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の改正による事業再編等に伴い、学齢期の障がい児サービス等が円滑に提供できるように支援を図った。
- ・府内関係5課による「発達支援連絡会議」の定例参加により、情報共有や課題の解決等に努めた。
- ・学校や関係機関と連携しケア会議等を開催することで、具体的な支援計画を作成し福祉サービスに繋げ、障がい児が住み慣れた地域で安心して生活できるように努めた。

■今後の課題等

- ・相談体制の充実や各種アンケート等を実施し、いじめや不登校に悩んでいる児童・生徒の早期発見及び早期対応に努める。
- ・今後も人権擁護委員によるSOSミニレター事業について、学校と連携し継続して実施していく。

④青少年健全育成の取組の推進

■実施状況

- ・上田市子ども会育成連絡協議会において、各地域の育成会の活動支援のために補助金を交付（173団体）し、育成会活動の充実を図ると同時に、主催事業（5件）を実施し子どもたちに自然との関わりや、屋外での活動の楽しさを感じてもらった。
- ・少年補導委員による少年の非行防止・有害環境浄化のための街頭補導活動を実施し、青少年の健全育成と地域の有害環境の浄化を行った。

資料

生涯学習・文化財課

生涯学習・文化財課で事務局をもっている「上田市子ども会育成連絡協議会」において、各地域の単位育成会の活動支援および主催事業を実施。主催事業として体験活動を中心に5事業を実施。子どもたちに自然との関わりや、屋外での活動の楽しさを感じてもらった。また地域の単位育成会（173育成会）に補助金を交付し、活動の充実を図ってもらった。

・上田市子ども会育成連絡協議会

上田市内の子ども会育成会及び青少年健全育成会（以下「子ども会育成会」）の連絡提携を図り、青少年育成活動の発展に寄与することを目的とし、子ども会育成会をもって構成されている組織です。本会では、子ども会育成会の活動推進及び連絡提携のために、様々な取組を行っています。

なお、事務局は上田市教育委員会生涯学習・文化財課内にあります。

事業内容

子ども会育成会の活動推進及び連絡提携に関するこ

総会・理事会・その他役員会等の開催、全体事業の開催 等

関係機関及び関係団体との連絡提携に関するこ

全国子ども会安全共済会加入事務に関するこ

長野県子ども会育成連絡協議会等、各種団体との連絡調整 等

その他本会の目的達成に必要な事項に関するこ

育成会長研修会、のびのび川遊び体験教室（雨天中止）、まちなかキャンプ、総会研修会、冬の自然体験「かんじき作り」

補助金：一律割13,500円+（児童生徒数割100円×人数）一回費（3,000円）

少年補導員

- ・各自治会より選出（任期2年）
- ・各地域で青少年の非行防止や健全育成のため巡回活動を実施
- ・少年補導委員による少年の非行防止・有害環境浄化のための街頭補導活動の実施。地域の関係者にも関わっていただく中で509回の補導活動を実施、青少年の健全育成と地域の有害環境の浄化につながっている。

■今後の課題等

- ・子どもたちの体験活動が減っていくなかで、地域で活動する育成会の充実及び育成会長等関係者のスキルアップが必要である。
- ・補導活動にあたっては、地域の関係団体との連携と子どもたちの生活環境に即した活動内容の検討が必要である。

資料

生涯学習・文化財課

- ・野外活動リーダー養成講座の受講にとどまらず、実際に子どもたちに体験活動を指導してもらう仕組みづくりの充実。
- ・子どもたちの体験活動が減っていく中で、地域で活動する育成会の充実および育成会長等関係者のスキルアップ。
- ・補導活動にあたっての地域の関係団体との連携と、子どもたちの生活環境に即した活動内容の検討。

⑤子育て支援の充実

■実施状況

- ・庁内の他の相談窓口との合同研修会へ相談員が参加し、相談業務の向上と庁内の連携を強化した。

- ・子どもを持つ親に対して家庭児童相談（501件）やひとり親家庭相談（760件）を行い、子育てに対する不安や疑問に対してその解消に努めた。

資料

子育て子育ち支援課

- ・支援が必要な家庭の子ども達に対し適切な支援を行うため、関係機関との連携による個別の支援会議を実施。
- ・教育相談所を中心に、家庭、学校、ふれあい教室（不登校者対象）等との連携を密接にとりながら、相談活動や学校訪問、家庭訪問を行った。
- ・相談員の資質向上のため研修会への積極的な参加、また、庁内の他の相談窓口との連携による研修会の参加により、相談業務の向上と連携強化が図られた。

保育課

			延べ人数
・延長保育	公立保育園	（公立保育園30園・私立保育園10園で実施）	8,700人
・休日保育	公立保育園	（公立保育園3園で実施）	378人
・一時保育	公立保育園	（公立保育園10園・私立保育園7園で実施）	4,506人

■今後の課題等

- ・相談内容が複雑になってきており専門的な知識や適切な判断が要求され、また高度な資質が要求されるためいっそうの資質向上が求められている。

資料

保育課

- ・今後も多様な生活スタイル、働き方に対する保育ニーズに対応してまいりたい。

資料

学校教育課

いじめの対応

- ・いじめ発見、相談対応をするため、小中学校・年2回（春、秋）アンケートの実施。アンケートは教育委員会の見本をもとに学校独自に作成
- ・いじめの早期発見に努め、担任のみの対応ではなく学校全体で対応をする。
- ・いじめがあった場合、保護者・教育委員会に報告し、連携して対応をする。

法律、条令等

いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日公布

各小中学校においていじめ防止基本方針を定める。（25小学校11中学校全て策定）

上田市いじめ基本方針 平成26年4月1日策定

「いじめの防止」、「早期発見」、「早期対応」の3段階における具体的な対応を示している。

上田市いじめ対策連絡協議会等条例 平成26年

・上田市いじめ問題対策連絡協議会

主にいじめ防止等に関する機関及び団体の連携

・上田市いじめ問題調査対策委員会

いじめ防止のための対策及びいじめに関する重大事態の事実関係の調査審議

・上田市いじめ問題再調査委員会

教育委員会から受けた重大事態に関する調査結果についての調査審議

3つの組織を設置するため、組織の及び運営に関し必要な事項を定めた条例
法では設置については努力義務とされているが、法の方針にうたわれているため、
法の方針に基づき設置

（平成26年11月定例記者会見内容から抜粋）

平成28年度

上田市いじめ問題対策連絡協議会を開催

2回

3 高齢者

(1) 現状と課題

高齢期を迎えるに、それが心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、その人が望む生活を送ることができる社会の実現、介護が必要となつても必要に応じた介護サービスを適切に利用でき、住み慣れた地域で、その人らしい生活を、可能な限り継続して送ることができる社会の実現が求められているなかで、将来の予想を踏まえて、高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みを推進します。

(2) 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らし続けられるように、また支援が必要な高齢者を、できる限り住み慣れた地域で支えられる社会づくりを目指し、さらに、介護する家族を支えていくことができるよう、必要な施策を推進します。

(3) 施策の方向

「第6期上田市高齢者福祉総合計画」等に沿った具体的な施策を、高齢者介護課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 高齢者の人権を尊重する意識啓発の推進

■ 実施状況

- ・高齢者を保育園に招いて園児と交流をすることにより、高齢者への敬老の心を育んだ。

資料

保育課

- ・保育園毎に実施しており、交流の内容は地域の実情に合わせて実施している。

高齢者介護課

- ・敬老の意を表し長寿を祝福するため、88歳には10,000円、99歳以上には30,000円の祝金を支給した。

■ 今後の課題等

- ・保育園により状況は異なるが、各園ができる限り今後も実施していく。

資料

高齢者介護課

- ・敬老の意を表しながらも、長寿化の現代、支給年齢や金額の見直しが必要。

② 高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進

■ 実施状況

- ・食事作りが困難な高齢者には配食サービス（利用401人）、布団干しが困難な高齢者には布団丸洗いサービス（利用35人）、理美容院へ出かけるのが困難な高齢者には訪問理美容サービス（利用16人）といった各種在宅サービスを実施し、高齢者の生活環境を整備した。
- ・急病・事故等の緊急時や健康・生活相談・安否の確認等、緊急の際に連絡がとれるように、高齢者の住宅に緊急通報装置（利用1,219人）を設置した。

資料

高齢者介護課

- ・地域包括支援センターの設置 10か所
- ・介護保険施設の基盤整備計画 地域密着型特別養護老人ホーム 2か所
- ・配食サービス
おおむね65歳以上の方のみの世帯等で、食事作りが困難なため見守りと栄養改善が必要な方。希望の曜日に、お弁当を届け、食の確保と安否確認を行います。

・布団丸洗いサービス	
おおむね65歳以上の方のみの世帯で、布団干しが困難な方。掛け布団・敷布団・毛布等の洗濯・乾燥・殺菌をします。（年に1回、1世帯3枚まで）	
・訪問理美容サービス	
おおむね65歳以上の方で、要介護3以上の方で理髪店や美容院へ出向くことが困難な方に、理美容師が自宅を訪問する際の出張料金を助成します。	
・緊急通報緊急通報装置設置事業	
65歳以上の人暮らしだけ、65歳以上で介護認定を受けている者を含む高齢者のみの世帯、重度の身体障害者（1・2級）で一人暮らしの方対象。急病・事故等の緊急時や健康・生活相談・安否の確認など、高齢者の生活を24時間体制で見守ります。	
・生活支援型ホームヘルプサービス	
65歳以上、日常生活に支援が必要な方、ヘルパーと一緒に家事の自立を目指す。 26人	
・軽度生活援助	
65歳以上の世帯、住民税非課税世帯、市内に1親等以内の親族がない、日常生活上の軽易な活動ができない。 37人	
・外出支援サービス	
65歳以上で要介護4・5の認定を受けている方、又は60歳以上で下肢が不自由な方：身障者手帳1・2級程度、車いすやストレッチャーに乗ったまま外出できる車両で、移動を支援） 388回	
・通所型介護予防事業	837人
・訪問型介護予防事業	3人
・一般高齢者に対する介護予防事業の実施 介護予防体操	2,428人
・介護予防サポート一養成	26人
・介護予防サポートフォローアップ研修	24人
・要援護高齢者住宅整備事業	
65歳以上の在宅生活維持のため改修が必要で、自立支援を目的とした住宅改修に係る経費の補助対象部分について1割、70万まで補助	13人
・紙おむつ等購入費助成	
151人	
・徘徊高齢者位置情報システム利用料助成	2人
・おむつに係る医療費控除	17人
・障害者控除対象者認定書交付	156人
・適正化事業 介護保険利用料助成事業 介護給付費通知1,768人	688人 ケアプラン点検 4事業者79件

■今後の課題等

- ・一人暮らし又は高齢者のみ世帯の増加にともなうサービスを、今後も実施していく。
- ・要介護高齢者の増加にともない、高齢者の状態やニーズに応じたきめ細かな生活支援を充実していく。

資料

高齢者介護課

一人暮らし又は高齢者のみ世帯の増加、また、要介護高齢者の増加に伴い、高齢者の状態やニーズに応じたきめ細かな生活支援の必要性が高まっており、今後の充実が課題となっている。

③高齢者の社会参加や生きがいづくり活動の支援

■ 実施状況

- ・高齢者が生きがいを持って、健康で生き生きと生活することができるよう、老人クラブ（クラブ数105、会員6,091人）への助成を行った。
- ・高齢者の生涯学習機会を推進するため高齢者学園（参加172人）を実施し、学びの場を提供した。

資料

高齢者介護課

- ・高齢者団体

上田市高齢者クラブ連合会、上田地域福寿クラブ連合会、丸子地域高齢者クラブ連合会、真田地域長寿会、武石地域高齢者クラブ連合会

- ・生きがい対応型ディサービス 80 人

介護保険の対象とならないおおむね65歳以上の方で、外出する機会が少なく、仲間づくりをしたい方。市と契約しているデイサービスセンターなどで食事・送迎・入浴や介護予防などのサービスを受けられます。

- ・シルバー人材センター助成 シルバー会員数 2,020 人

高齢者が生きがいを持って、健康で生き生きと生活することができるよう、老人クラブ、スポーツ交流、学習等の活動への支援、シルバー人材センターへの運営助成等高齢者の様々な活動を支援し、高齢者の地域づくりへの参加や生きがいづくり、健康づくりを推進した。

- ・上田市高齢者学園

高齢者学園の解説 修業年限3年間・授業料無料。（高齢者福祉センター）

■ 今後の課題等

- ・地域活動の中核となってきた老人クラブの活動が衰退しており、その活性化を図りたい。
- ・多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズに対応していく。

資料

高齢者介護課

地域活動の中核となってきた老人クラブの活動が衰退しており、その活性化を図ること、また、多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズに対応することが課題である。

④ 高齢者の権利擁護の充実

■ 実施状況

- ・認知症講演会や、認知症サポーター養成講座を実施し認知症の理解を深めるとともに、成年後見制度や成年後見支援センターの広報や周知に努めた。

資料

高齢者介護課

- ・上小圏域成年後見支援センター

上小圏域（上田市、東御市、長和町、青木村）にお住まいの方で認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、安心して暮らせるよう「成年後見制度」についての情報提供や申請方法などの相談・支援を行っています。

成年後見制度に関する相談

【日時】 毎週月～金曜日 8:30～17:15

【場所】 上田市ふれあい福祉センター

【問】 上小圏域成年後見支援センター 0268-27-2091

- ・認知症サポーターステップアップ講座 33 人

- ・成年後見制度利用支援事業 市長申し立て 6 人

認知症高齢者が、地域において増加する中で、認知症の理解と家族支援のための事業を推進することで、認知症の理解が進んだ。

■ 今後の課題等

- ・認知症患者や障害者のうち、財産管理や契約行為が困難な方の人権を守るために「上小圏域成年後見支援センター」を平成24年4月に開設したので、施設や成年後見制度についての市民への普及啓発、及び市民後見人の育成を進めていく。

資料

高齢者介護課

今後益々進行する少子高齢社会に対して、認知症対策は重要な課題となっている。特に認知症のかたの人権を擁護するために、成年後見支援センターを開設したが、その普及啓発、及び市民後見人の育成は今後の課題となっている。

⑤ 相談体制の充実

■ 実施状況

- ・もの忘れ・認知症相談会（参加37人）や健康相談・健康教室（参加1,013人）を開催し、高齢者や介護する家族の理解を深め、高齢者の健康状況の改善や家族の心身の負担の軽減を図った。

資料

高齢者介護課

・介護者リフレッシュ事業	36 人
・介護者の会の開催	5 回
・介護だよりの発行	2 回
・福祉機器展	410 人

重度の要介護高齢者、認知症の高齢者を自宅で介護する家族の心身の負担や経済的負担を軽減するため、介護者どうしの交流や相談などを実施し、自宅で介護する家族への支援を推進することができた。

■ 今後の課題等

- ・家族の介護負担は大きく、家族介護への相談のあり方が課題となっている。

資料

高齢者介護課

要介護高齢者、認知症の高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるためには、家族の介護負担は大きく、家族介護への支援のあり方が課題となっている。

4 障がい者

(1) 現状と課題

障がい者福祉の向上とサービス提供体制の確保等障がい者施策の総合的な推進を図っています。その中で、障がい者等の権利擁護の促進と支援を進めるため、「障害者虐待防止センター（虐待通報窓口）」の設置や、障がい等により判断能力が不十分な方等の成年後見制度の利用支援等のために、「上小圏域成年後見支援センター」を設置しています。

平成28年4月からは、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害者差別解消法が施行され、障がい者の不当な差別的取扱いの禁止と、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。

また、障がいのある方が抱える不安を解消するため、地域生活支援拠点整備として、相談機能の充実が図られるとともに緊急時の受入体制が整備され、平成29年4月から受け入れが始まりました。

障がい者を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がい者に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会を構成するすべての人々が障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

(2) 基本方針

障がいのあるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会」の構築を基本理念とし、障がい者が住みなれた地域で、その人格と個性を尊重され安心して自立した生活をしていくように障がい福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見等「心のバリア」のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市障害者基本計画」「上田市障がい福祉計画」等に沿った具体的施策を、障がい者支援課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 障がい者に対する理解の促進

■ 実施状況

- ・上田市職員の障がいへの理解を深めるために、平成28年度に発行された「障がいのある方への職員対応要領」を基に職員研修（2回）を開催した。
- ・出前講座として、障がい福祉制度の説明会（4回）を実施し、市民に対して障がい者理解等の普及啓発を行った。
- ・障がい特性や障害者差別解消法について広く市民に周知するため、リーフレットを作成し全戸配布を行うとともに、金融機関等に配布した。

■ 今後の課題等

- ・障害者基本計画及び障がい福祉計画に沿い、各種施策を推進する。
- ・出前講座や講演を継続して実施し、障がい者の現状と課題について知ってもらう機会を設ける。

資料

障がい者支援課

- ・出前講座等は継続実施し、当事者のニーズ等の把握に努める。
- ・上田市職員の障がいへの理解を深めるための職員研修を引き続き実施する。

② 障がい者の自立と社会参加の促進

■ 実施状況

- 平成28年度に向けた「上田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、上田市及び上田市補助金交付団体が物品購入や業務委託する際、障害者施設を優先的に選択できるようにし、障がい者の働く機会の確保と自立を促進した。

スポーツ・レクリエーション教室（参加23人）や、芸術・文化講座（参加29人）等を実施し、障がい者が交流できる場を設けコミュニケーション支援を行った。

資料

障がい者支援課

- 「上田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、障がい者施設からの優先的な物品購入【実績：3,746千円】や障がい者の働く機会の確保と自立を促進した。
- 各障がい者団体の総会や学習会への参加。
- 点字広報（広報うえだ：24回、議会だより：4回） 35人
- 声の広報（広報うえだ：24回、議会だより：4回） 55人
- 手話通訳者派遣事業 152回
- 要約筆記者派遣事業 11回
- 手話奉仕員養成研修

入門	34時間	10人
基礎	40時間	5人
レベルアップ	40時間	4人
- 点訳奉仕員研修 5回 6人
- 自動車改造と免許の取得に対して助成した。 自動車改造6件 免許0件

■今後の課題等

- 平成29年度「上田市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、障がい者施設からの優先的な物品の購入を進める。
- 今後もスポーツや芸術等の活動を通じて、障がい者の社会参加ができるような事業を続けていく。

資料

障がい者支援課

- 障害者基本計画及び障がい福祉計画に沿い、各種施策を推進する。
- 平成29年度「上田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、障がい者施設からの優先的な物品の購入【目標額5,000千円】を進める。
- 医療や介護、教育などの関係機関との連携を図り、重度心身障がい児者への支援体制の構築を進める。

③ 障がい者が安心して生活ができる地域づくりの推進

■実施状況

- 障がいのある方が抱える不安を解消するため、相談機能の充実や緊急時の受入体制の整備などを進めるために、地域生活支援拠点整備に関するプロジェクト委員会を3回開催し、検討を行った。
- 「医務的ケアを必要な障がい児・者の地域生活支援拠点等の整備を検討する会」を開催し、医務的ケアを必要とする障がい児・者の緊急時の対応等を検討した。
- 新築や改築する上田市の施設について、オストメイトトイレの設置を進めつつ、設置状況をホームページ等により市民に公表し、利便性の向上を図った。

資料

障がい者支援課

- オストメイトとは、人工肛門保有者・人工膀胱保有者のことであり、オストメイトトイレとは、それらの方が利用できるトイレ

上田市役所 南庁舎1階・北庁舎1階、丸子地域自治センター1階、健康プラザうえだ1階及び2階、上田市立産婦人科病院、上田市交流文化芸術センター、上田市立美術あいそめの湯、室賀温泉さららの湯、うつくしの湯、ふれあいさなだ館、鹿教湯温泉交流センター
城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田中央公民館
丸子図書館、真田図書館
東前山地区観光トイレ、西前山観光トイレ、別所温泉観光駐車場トイレ、長谷寺観光トイレ、ゆきむら夢工房観光トイレ、上武石観光トイレ、美ヶ原高原観光トイレ
上田城跡公園駐車場、丸子公園駐車場トイレ、御屋敷公園駐車場観光トイレ
真田氏本城跡観光トイレ、鹿教温泉公衆便所、真田十勇士ガーデンプレイス
上田駅お城口トイレ、しなの鉄道西上田駅・信濃国分寺駅・大屋駅
上田駅前ビルパレオ 4階
上田 道と川の駅
イオン上田店 1階、アリオ上田店1階及び2階
ふれあい福祉センター 1階
東塩田地区観光トイレ（生島足島神社）、丸子ファーストビル1階
清明小学校体育館多目的トイレ、武石小学校体育館多目的トイレ
第二中学校体育館多目的トイレ、川西小学校体育館多目的トイレ
東塩田小学校クラブハウス棟多目的トイレ、傍陽小学校管理棟1階多目的トイレ
塩田中学校中央廊下1～3階多目的トイレ、川西小学校管理棟1階多目的トイレ

52 施設 平成28年4月1日現在

障がい者支援課

障がい者の住宅改修費について、2人に助成をした。

■ 今後の課題等

- ・引き続き、障がいのある方が抱える不安を解消するため、上小圏域全体で相談機能の充実や医療的ケアを必要とする障がい児等の緊急時の対応などを検討していく。
- ・不特定多数の利用者が考えられる施設について、オストメイトトイレを含む多目的トイレ等の支援装置の設置推進を図り、その情報を公開していく。
- ・引き続き、障がい者の住宅の生活環境の改善についての補助について、募集していく。

資料

障がい者支援課

- ・不特定多数の利用者が考えられる施設について、オストメイトトイレの設置をはじめとするバリアフリー化の促進を図る。
- ・引き続き、障がい者の住宅の生活環境の改善についての補助については募集していく。

④ 障がい者の権利擁護の充実

■ 実施状況

- ・4市町村で共同設置した「上小圏域成年後見支援センター（平成24年4月開所）」の運営委託を継続し、財産管理や契約行為等が困難な障がい者の権利擁護に努めた。
- ・「障害者虐待防止センター（平成24年10月設置）」を継続して設置し、障がい者への虐待防止や虐待の解決等を行い、障がい者の権利擁護と人権尊重を推進した。
- ・障がい者差別解消法に基づき、差別に対する相談を受け付け差別解消に努めた。

資料

障がい者支援課

- ・上小圏域障がい者自立支援協議会権利擁護委員会に合計5回参加。

- ・上小圏域障がい者自立支援協議会に、障害者差別解消支援地域協議会の機能を付与し、関係機関への情報提供、意見の表明、協力の要請を行う仕組みを決定した。（平成28年3月）
- ・「上小圏域成年後見支援センター」の設置（平成24年4月開所）【上小圏域4市町村の共同設置】
- ・障害者虐待防止法の施行に合わせ「障害者虐待防止センター」の設置（平成24年10月設置）

■ 今後の課題等

- ・「上小圏域成年後見支援センター」については、委託先の上田市社会福祉協議会と連携し、市民後見人の育成や法人後見の受託等事業内容の積極的推進に努める。
- ・「障害者虐待防止センター」に入った通報に関しては、マニュアルに沿い緊急性を判断し、適正な対応に努める。
- ・障害者差別解消法（平成28年4月施行）について周知を継続して行い、障がい者差別を解消するために、適切な対応に努める。

資料

障がい者支援課

- ・「上小圏域成年後見支援センター」においては、委託先の上田市社会福祉協議会と連携し、市民後見人の育成や法人後見の受託など事業内容の積極的推進に努める。
- ・「障害者虐待防止センター」に入った通報に関しては、マニュアルに沿い緊急性を判断し、適正な対応に努める。
- ・障がい者差別を解消するための対応として、障がい者支援課を窓口として、案件によっては、既存の相談窓口を紹介、斡旋したり、適切な紛争解決を図る。困難な案件については、上小圏域障がい者自立支援協議会の権利擁護委員会で紛争解決を図ったり、また、上小圏域障がい者自立支援協議会に、障害者差別解消支援地域協議会の機能を付与し、関係機関への情報提供、意見の表明、協力の要請を行うなど、適切な対応に努める。

⑤ 相談体制の充実

■ 実施状況

- ・障がい児担当保育士が各園を巡回し、発達に支援を必要とする子どもの早期発見や支援の方法等具体的な手立てについて、保護者からの相談（53回、508人）に答えた。
- ・障がい者団体との懇談会を実施し、障がい者、障がい児の保護者が抱く不安について相談に応じ、精神的負担の軽減を図ることができた。
- ・相談事業所の質の向上を図るため、相談支援事業所への実地指導を行った。

資料

障がい者支援課

- ・市や医療機関で行うデイケア及び各種福祉サービスの提供に向け保健・医療・福祉等関係機関と連携。
- ・障がい者団体との懇談会の実施。 28人
- ・相談支援事業所への実地指導を5事業所に行い、相談支援事業所の質の向上を図った。

保育課

- ・障害児担当保育士が各園を巡回し、児童の発達に係る保護者からの相談事業の実施。
- ・専門家による発達相談事業の実施 48回 153人

学校教育課

- ・全ての小中学校に特別支援教育支援員を配置した。

■ 今後の課題等

- ・発達に支援を必要とする子どもが急増しているため、支援体制の更なる充実や担当保育士等の育成を行っていく。

- ・懇談会を継続実施し交流を深め、障がい者、障がい児の保護者が抱く悩みの解消に努める。
- ・相談支援事業所の実地指導を行い、計画相談の質の向上を図る。
- ・地域生活支援拠点の体制整備を一層進めるため、定着支援台帳の整備を進め、合せて、社会福祉法人に一般相談支援事業所の指定登録を推進し、定着支援台帳の活用を図る。

資料

障がい者支援課

- ・上小圏域障害者自立支援協議会各部会を継続実施し、解決できない課題等は本会及び県の協議会等へ提案し解決に努める。
- ・懇談会を継続実施し、当事者や家族のニーズの把握に努める。
- ・相談支援事業所の実地指導を行い、計画相談の質の向上を図る。

保育課

- ・発達に支援を必要とする子どもが急増しており、医療機関や障害児担当保育士の絶対数が不足している。支援体制の充実や担当保育士等の育成が急務である。

5 同和問題

(1) 現状と課題

上田市では、保育園・小学校・中学校・高校・大学等や公民館における住民の学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育の実践を進めてきました。また、上田市人権啓発推進委員会による啓発活動も行っています。この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、いっそう理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

(2) 基本方針

これまでに取り組んできた成果と課題を踏まえ、同和問題の解決はあらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、真に差別のない明るい社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市人権施策基本方針」に沿った具体的施策を、人権男女共同参画課と生涯学習・文化財課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 同和教育の推進

■ 実施状況

- ・学校において教職員の指導者としての力量を高める研修を行うとともに、発達段階に応じた学習活動を進めるために校種間の担当者の連携を図った。また、保護者やPTA役員を対象とした研修会を開催した。（参加4,909人）
- ・地域や団体、企業等で研修を実施し、学校で同和問題について学んでいない市民にも同和問題について理解を深める機会を作った。（参加3,624人）

■ 今後の課題等

- ・自治会で実施される人権懇談会について、参加者の確保が課題として挙げられていることから、テーマ設定や手法等に工夫を凝らし、継続的に啓発事業を行う。

② 啓発活動の推進

■ 実施状況

- ・上田市のホームページや広報うえだに、人権施策基本方針、人権を考える市民のつどい等の情報を掲載し、同和問題についての啓発活動を行った。
- ・研修会等を通じて冊子やパンフレットの啓発資料を数種類ずつ配布した。

■ 今後の課題等

- ・同和問題についての新しい情報については速やかに掲載し、同和問題についての理解を深めやすい啓発資料を充実させ、さまざまな手段を通じて市民に啓発活動を行う。

③ 相談事業の推進

■ 実施状況

- ・中央解放会館、城南解放会館、塩田解放会館、丸子解放センター、部落解放同盟上田市協議会で相談を実施した。

資料

人権男女共同参画課

・隣保館相談事業

	中央	城南	塩田	丸子	計
平成24年度	132	13	131	307	583
平成25年度	148	13	154	254	569
平成26年度	130	65	87	347	629

平成27年度	183	110	150	190	633
平成28年度	188	101	125	189	603

• 部落解放同盟上田市協議会 相談委託事業
同 盟

平成24年度	355
平成25年度	373
平成26年度	401
平成27年度	382
平成28年度	380

■ 今後の課題等

- ・依然解決していない問題もあり、今度も関係機関や団体と協力して対応していきたい。

④ 差別事象への適切な対応

■ 実施状況

- ・差別事象について適切な対応ができるよう、市の関係課等、国や県等の関係機関、関係団体、関係施設等と対応できるよう連携を図った。

■ 今後の課題等

- ・差別事象が発生したら関係課や国、県等と連携して、迅速かつ適切な対応をしていく。
- ・平成28年度12月に成立した「部落差別解消法」を重く捉え、県下各市町村の動向を把握しながら、上田市としての実情に合わせた対応を研究していく。

6 外国人

(1) 現状と課題

近年外国人の定住化が進んでおり、日常生活をしていくうえで、教育、雇用・労働、健康保健・年金や医療・福祉等様々な面で課題が生じています。こうした状況を踏まえて、上田市ではすべての人が国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる多文化共生社会を実現できるよう、「上田市多文化共生推進協会（AMU）」が設立され、同協会を核として、多文化共生のまちづくりに向けた取組を行っています。

(2) 基本方針

外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが、自らとは異なる文化、宗教、生活習慣等の多様性に対し理解を深め、これを尊重することができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」等に沿った具体的施策を、市民課と上田市多文化共生推進協会を中心に関係課が連携して推進しています。

資料

市民課

上田市多文化共生推進協会

「上田市多文化共生推進協会」（英文名：Association for Multicultural community building of Ueda 略称：AMU）は、上田市内に暮らす国籍・民族や文化・言語などの異なるすべての人々が、同じ地域の住民として互いに認め合い、尊重しあって豊かに暮らすことのできる社会（多文化共生社会）を形成するために設立された組織です。

事業内容

市民、企業や団体、行政のネットワークを支援し、情報を共有しながら、幅広い分野における国際的な協力、支援、交流活動や人材の育成を推進し、多文化共生のまちづくりに努めています。

① 多文化共生の地域づくり

■ 実施状況

- ・ AMU野外交流会（参加61人）を巣栗渓谷で開催、また東京大学名誉教授の板垣氏を講師に迎え、「壊れゆく世界のなかで、イスラムの未来を考える」と題した異文化理解講演会を開催（参加110人）するなど、日本人と外国人の相互理解の促進を図った。

資料

市民課

- ・ 「日本人の配偶者」を対象とした交流会を実施し、日頃の悩みを話し合ったり、料理を作るなどした。参加41人

■ 今後の課題等

- ・ 市政や自治会への参加、自助組織への支援を進め、外国籍市民の社会参加を進めていく。

② 生活相談やコミュニケーションに関わる支援

■ 実施状況

- ・ 外国語で広報を発行し、市政について多言語による情報提供を行うとともに、外国人相談窓口（市民課）において様々な相談（3,944件）に応じている。

- ・生活者支援及び学習支援のボランティアを広報うえだ等で募集し、外国籍市民への日本語習得に向けた支援体制をより充実させた。

資料

市民課

相談件数

年 度	件 数
平成25年度	2,322
平成26年度	2,954
平成27年度	3,754
平成28年度	3,944

■今後の課題等

- ・外国籍市民の日本語能力の向上と日本社会への理解を促進するための、市民ボランティアの育成と充実を図りたい。

③ 教育面での支援

■実施状況

- ・外国人児童生徒とその保護者を対象に、学校についての理解を深めてもらうために教育ガイダンスを実施（参加74人）した。
- ・外国人児童生徒への日本語指導のために、市民ボランティア（4人）を小中学校へ派遣した。
- ・外国人児童生徒に対し、母国語による授業支援を行うため、外国人児童生徒支援員（6人）を小中学校へ派遣した。

■今後の課題等

- ・外国人の子どもたちが、日本社会において自ら未来を切り拓いていくような支援を行っていく。

7 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があるなか、犯罪被害者やその家族の権利や利益を守るために取組が近年進められています。しかしながら、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じるいわゆる「二次被害」に苦しめられることもあります。犯罪被害者やその家族が地域社会のなかで安心して暮らしていくためには、専門的な心のケアと適切な情報提供が必要であるとともに、市民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族のおかれている状況について正しく理解することが重要です。

(2) 基本方針

犯罪被害者やその家族に対する支援のためには、まず、被害の救済は犯罪被害者等の人権に基づくものであり、誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性があるとの認識の上に立って、犯罪被害者やその家族を支え合うことができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市人権施策基本方針」に沿った具体的施策を、人権男女共同参画課を中心に関係課が連携して推進しています。

① 犯罪被害者等に関する啓発の推進

■ 実施状況

- ・上田市ホームページ上で、NPO法人長野犯罪被害者支援センター等の取組を紹介し、また同支援センターからの犯罪被害者支援関係のポスターやリーフレット等を市内公共施設に貼付、配架し、啓発に努めた。

資料

人権男女共同参画課

長野犯罪被害者支援センター

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2県庁東庁舎

目的

犯罪、事故若しくは災害による被害者等に対して、電話相談又は面接相談を通じて、抱える悩みの解決、心のケアなどに当たるとともに、法廷等に付き添い、犯罪被害者等給付金申請補助などの直接支援に資する事業を行い、もって地域社会の安全及び人権擁護に寄与することを目的とする。

主な活動内容

- ・電話相談（ボランティアが実施。相談は無料）

長野（TEL：026-233-7830） 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

中信（TEL：0263-73-0783） 年末年始・土・日・祝日は除く

南信（TEL：0265-76-7830）

- ・面接相談（要予約）

心理カウンセリング・精神医療・法律相談の専門家（専門委員等）による面接相談の随時実施付き添い、役務の提供等による直接支援

- ・被害者等に対する援助の必要性に関する広報

- ・犯罪被害者等給付金の裁判申請補助事業

- ・相談員及び支援員の養成並びに育成

- ・被害者等の実態調査及び研究

長野犯罪被害者支援センター負担金の推移

年度	補助金額
平成22年度	320,000
平成23年度	320,000
平成24年度	320,000
平成25年度	320,000
平成26年度	320,000
平成27年度	320,000

平成28年度 320,000 2円×160,643人（21.4.1人口）≈320,000円

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、今回の法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設され、平成24年4月1日から実施されるものです。

(内閣府NPOホームページ)

- ・上田市ホームページによる情報の掲載
- ・NPO長野犯罪被害者支援センターと協力して、犯罪被害者週間（11/25～12/1）にあわせて、11/17アリオ上田店にて街頭啓発（リーフレット等配布）を行いました。

犯罪被害者週間

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定めされました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

目的

犯罪被害者週間は、当該期間における集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とする。

実施期間

毎年11月25日～12月1日までの1週間

実施体制

内閣府をはじめ、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁が協力し、実施する。また、都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）並びに関係機関・団体に対しても、参加を呼びかける。

主な実施事項

- ・犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、関係省庁等の協力を得て、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催する。
- ・様々な主体による啓発事業の推進
関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、犯罪被害者週間に関連した各種啓発事業（（1）に掲げるものを除く。）の実施を呼びかける。
- ・様々な広報媒体を通じた広報の推進
関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施を呼びかける。

上田市での実施状況

街頭啓発

主催 認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター

平成28年11月17日（木）アリオ上田店 13:30～

配布 犯罪被害者支援リーフレット、ポケットティッシュ等

実施 県内22カ所

平成27年11月17日（火）アリオ上田店 13:30～

配布 犯罪被害者支援リーフレット、ポケットティッシュ

実施 県内22カ所

平成26年11月10日（月）アリオ上田店 13:30～

配布 犯罪被害者支援リーフレット、ポケットティッシュ

実施 県内22カ所

犯罪被害者上小被害者支援ネットワーク

目的

犯罪や事故等による被害者及びその家族等の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立ち、被害者対策に関して警察と関係行政機関、団体・専門家・民間団体等の相互の連携を図り、情報交換を図り、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とする。

会員

目的に賛同する上田警察署管内の機関、団体を以て構成

活動

目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 被害者支援に関する情報交換
- ② 被害者支援に関する共助、協力
- ③ 被害者支援に関する調査、研究
- ④ 被害者支援に関する広報、啓発
- ⑤ その他の目的を達成するため必要な活動

事務局

上田警察署 総務課犯罪被害者支援係

会員

国	長野地方検察庁上田支部、上田労働基準監督署、上田公共職業安定所
県	上小地方事務所地域政策課・建築課、上田保健福祉事務所、長野県交通事故相談所上田支所、上田消費生活センター
市	人権男女共同参画課、子育て子育ち支援課、生活環境課、健康推進課、福祉課、住宅課、市民参加協同推進課、丸子市民サービス課、真田市民サービス課、武石市民サービス課、教育委員会学校教育課 東御市、長和町、青木村
団体	長野県弁護士会上田地区在住弁護士会、上田医師会、小県郡医師会、千曲莊病院、医療法人秀栄会岸医院、要保護児童対策地域協議会、上小防犯協会女性部

■今後の課題等

- ・犯罪被害者を支援している民間団体を通じて、今後も啓発活動を続けていく。

資料

人権男女共同参画課

NPO長野犯罪被害者支援センターと協力して、犯罪被害者週間（11/25～12/1）にあわせて、街頭啓発を実施していく。

② 適時適切な犯罪被害者等への支援

■実施状況

- ・市民相談業務では人権等に関わる相談件数は多くなかったが、人権相談窓口への照会等、相談支援を行った。
- ・上小被害者支援ネットワーク会議に出席して、警察や民間団体と連携し情報収集に努めた。

資料

生活環境課

市民相談件数

	件 数	うち人権
平成24年度	498	9
平成25年度	532	12
平成26年度	463	24
平成27年度	1,066	17
平成28年度	1,282	20

市民相談業務において、人権等に関わる相談件数は多くはなかったが、人権相談窓口への照会など、相談支援を行った。

■今後の課題等

- ・警察と連携をするのが困難ではあるが、できる限り犯罪被害者等への支援を続けていく。

資料

生活環境課

人権相談窓口が数多くあり、照会先に悩むことがある。そのため、更に相談先との連携を図る必要がある。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットはその急速な普及に伴い、利便性は大きく向上しましたが、発信者の匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的書き込み等、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。インターネットを利用するに当たっては、特性と影響、情報の収集・発信における利用者のモラルを高める必要があります。

また、青少年の携帯電話・スマートフォンの所持、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用が増え、悪質ないじめ事案も発生しています。

青少年のインターネット・携帯電話・スマートフォンの利用に関しては、親はもちろんのこと学校はじめ関係する機関、団体等が相談や啓発等に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について確かな知識や情報の収集・発信における個人責任や情報モラルを身につけ、安全安心なインターネットの利用を目指します。

(3) 施策の方向

「上田市情報化基本計画」等に基づき、人権男女共同参画課を中心に関係課と連携して推進しています。

① インターネット利用に関する教育や啓発の推進

■ 実施状況

- マルチメディア情報センターで、小・中・高の保護者のための出前講座として「インターネット安全教室」、「子どもとケータイ・ネット」を開催し、インターネットと携帯電話・スマートフォンの安全な利用について、最近の傾向と対策を伝えることができた。

年 度 出前講座名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	開催数(件)	参加人数(人)	開催数(件)	参加人数(人)	開催数(件)	参加人数(人)
インターネット安全教室	1	40	1	15	1	12
子どもとケータイ・ネット	37	3,285	31	1,633	32	2,029

■ 今後の課題等

- 今後も講座等を通じて、インターネットと携帯電話・スマートフォンの利用についての啓発活動を続けていく。

② 相談体制の構築

■ 実施状況

- 市民相談や長野県人権啓発センター、法務局が任命する人権擁護委員等と連携して相談事業を行った。

■ 今後の課題等

- 県や法務局、侵害された事例についての専門機関等といっそ連携して対処をしていく。

9 さまざまな人権問題

(1) 施策の方向

さまざまな人権問題については、新たに発生する課題も含めて、人権侵害の状況を把握するなど人権に関する課題をしっかりと見据え、必要な啓発や相談・支援に取り組んでいきます。

① セクシャル・ハラスメント

職場内の労働問題で、職場内における性差別的な要素を含む一切の言動をいう人権問題です。

1) 実施状況

- ・セクシャル・ハラスメントに関する講座を、出前講座で実施した。

資料

人権男女共同参画課

講 座 出前講座（新人社員研修会）

平成28年4月5日

長野計器(株)

参加人数15人

講師：人権男女共同参画課長

2) 今後の課題等

- ・今後も講演会などによる啓発を行っていく。

② 北朝鮮当局による人権侵害

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の侵害であり、国家間の重大な人権侵害です。拉致問題については、広範な世論の支持と理解が不可欠です。

1) 実施状況

- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間に国作成のポスターを掲示し、また上田市ホームページ上でも拉致被害者についての啓発活動を行った。

資料

人権男女共同参画課

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日から16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。国と地方自治体は、この週間の趣旨に適うように、様々な事業を実施しています。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ること目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。

2) 今後の課題等

- ・今後も国と連携しながら、啓発を続けていく。

③ H I V感染者やハンセン病患者など

H I V感染者やエイズ患者やハンセン病、難病の患者や感染者などが、差別や偏見を受けることがないようにしなければならない。

1) 実施状況

- ・ハンセン病についてのパンフレットを配布し、また上田市ホームページ上でもハンセン病患者をとりまく状況についての啓発活動を行った。

資料

人権男女共同参画課

県が実施する事業で、ハンセン病問題についての正しい理解を深め、偏見・差別の解消を図ることを目的とした「ハンセン病療養所訪問交流事業」について参加者募集のチラシを関係各課に設置し、ホームページでも周知を行った。

2) 今後の課題等

- ・今後も県と連携しながら、啓発を続けていく。

④ 地域社会の慣行による人権

地域社会には様々な慣習や因習がありますが、中には合理性がなく差別的なものも見受けられます。

⑤ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更正し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

⑥ 性的指向・性同一性障害

人の性愛の対象は多様ですが、同性愛や両性愛の人々など性的指向の人に対する偏見や差別は根強いものがあります。また、性同一性障害の人に対する偏見や差別も見受けられます。平成28年度には、性の多様性について広報紙半ページを使用し、L G B T（性同一性障がい）に関する現状を掲載して、理解が深まるよう進めた。

⑦ ホームレス

さまざまな事情から公園などで生活を余儀なくされる人々がいます。そして、偏見や差別の対象となる場合があり、暴力事件なども発生しています。

⑧ アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を求め、アイヌの人々の人権を尊重していくことが重要です。

1) 実施状況

- ・国で実施している全国一斉電話相談のチラシを窓口に置き、また広報等でも周知を図った。

2) 今後の課題等

- ・毎年行う国の電話相談について、国や県と連携して周知に努めていく。

他にも、中国帰国者の人権、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題などさまざまな人権問題が存在します。

1 人口
上田市

各年度4月1日現在

区分	人口	0歳～14歳 (年少人口)	15歳～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (高齢人口)
平成22年度	159,582 100.0%	22,021 13.8%	96,452 60.4%	41,109 25.8%
平成23年度	158,926 100.0%	21,809 13.7%	96,145 60.5%	40,972 25.8%
平成24年度	158,693 100.0%	21,567 13.6%	95,528 60.2%	41,598 26.2%
平成25年度	161,337 100.0%	21,614 13.4%	96,838 60.0%	42,885 26.6%
平成26年度	160,839 100.0%	21,248 13.2%	95,488 59.4%	44,103 27.4%
平成27年度	159,828 100.0%	20,849 13.0%	93,862 58.7%	45,117 28.2%
平成28年度	158,881 100.0%	20,205 12.7%	92,094 58.0%	46,582 29.3%

* 住民基本台帳による人口

* 平成24年7月9日から住民基本台帳法改正により、外国人も含む。

平成25年度以降は外国人含む人口

年齢	平成29年4月1日現在		
	男	女	計
0	541	522	1,063
1	620	600	1,220
2	634	597	1,231
3	657	616	1,273
4	686	611	1,297
5	695	625	1,320
6	695	659	1,354
7	700	602	1,302
8	660	719	1,379
9	713	687	1,400
10	749	653	1,402
11	704	749	1,453
12	748	736	1,484
13	771	732	1,503
14	762	762	1,524
15	793	784	1,577
16	787	717	1,504
17	814	769	1,583
18	795	801	1,596
19	798	758	1,556
20	825	730	1,555
21	824	699	1,523
22	896	753	1,649
23	834	696	1,530
24	797	690	1,487
25	738	643	1,381
26	758	692	1,450
27	778	709	1,487
28	790	735	1,525
29	809	739	1,548
30	859	749	1,608
31	844	789	1,633
32	817	780	1,597
33	860	821	1,681
34	849	853	1,702
35	849	802	1,651
36	888	858	1,746

37	980	879	1, 859	94	83	254	337
38	985	959	1, 944	95	48	196	244
39	1, 018	1, 017	2, 035	96	33	149	182
40	1, 106	994	2, 100	97	19	100	119
41	1, 058	1, 038	2, 096	98	14	81	95
42	1, 227	1, 125	2, 352	99	9	48	57
43	1, 212	1, 140	2, 352	100	3	34	37
44	1, 328	1, 096	2, 424	101	5	35	40
45	1, 208	1, 185	2, 393	102	1	19	20
46	1, 193	1, 085	2, 278	103	0	4	4
47	1, 092	1, 066	2, 158	104	1	7	8
48	1, 132	1, 056	2, 188	105	0	4	4
49	1, 092	1, 128	2, 220	106	0	6	6
50	868	904	1, 772	107	0	0	0
51	1, 058	1, 001	2, 059	108	0	0	0
52	959	999	1, 958	109	0	0	0
53	1, 023	920	1, 943	110	0	0	0
54	909	993	1, 902	111	0	0	0
55	960	1, 028	1, 988	112	0	0	0
56	873	952	1, 825	合計	77, 828	81, 053	158, 881

人権に関する市民意識調査

調査目的

人権施策を推進するための基本方針の改定にあたり人権問題に関する市民の意識や実態を把握し、上田市の人権教育推進の基礎資料とともに、今後の人権施策の推進を参考とするため市民の意識調査を実施した。

調査方法

- ① 調査地域 上田市全域
② 調査対象 市内在住の20歳以上の男女2,000人
③ 抽出方法 H24.4.1現在の住民基本台帳から男女1000人ずつ年代別区分から均等に無作為抽出(20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の各区分)
④ 調査方法 郵送配布、郵送回収
⑤ 調査期間 平成24年5月7日から5月18日まで

回収結果

- ① 発送数 2,000
② 到達数 1,990
③ 回答数 843
④ 有効回答 843 (42.4%)

調査内容抜粋

1 人権侵害について

あなたは今までにご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

	ある	ない	無回答	平成24年調査内訳			年代	男	女
	34.0%	65.4%	0.6%	無回答	ない	ある			
平成24年調査	34.0%	65.4%	0.6%	無回答	ない	ある	全体	39.8%	59.6%
平成19年調査	26.4%	71.7%	2.0%	0.5%	72.7%	26.8%	20代	53.3%	46.7%
平成15年調査	24.0%	67.1%	8.9%	0.5%	62.5%	37.5%	30代	43.1%	56.9%
					67.4%	32.6%	40代	48.0%	50.7%
					68.3%	31.7%	50代	39.2%	60.8%
					1.4%	70.4%	60代	36.3%	63.7%
					75.5%	24.5%	70代	27.3%	70.5%
					1.2%	81.2%	2.3%	1.4%	2.3%

2 主な人権課題に関する意識について

あなたは社会で女性に対する差別・偏見はあると思いますか。

	あると思う	どちらかといえ ばあると思う	どちらかといえ ばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	38.1%	41.5%	10.4%	5.3%	3.2%	1.4%
平成19年調査	31.3%	39.4%	7.4%	14.3%	4.7%	2.9%

あなたは社会で子供の人権が守られていると思いますか。

	守られていると 思う	どちらかといえ ば守 られていると思う	どちらかといえ ば守 られていないと 思う	守られていないと 思う	わからない	無回答
平成24年調査	12.5%	50.2%	20.2%	7.6%	8.5%	1.1%
平成19年調査	15.1%	37.7%	15.0%	21.1%	7.4%	3.8%

あなたは社会で高齢者に対する差別・偏見があるだと思いますか。

	あると思う	どちらかといえ ばあると思う	どちらかといえ ばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	22.7%	35.1%	21.9%	10.2%	8.7%	1.4%
平成19年調査	19.1%	35.3%	18.9%	17.9%	5.5%	3.3%

あなたは社会で障がいのある人に対する差別・偏見があるだと思いますか。

	あると思う	どちらかといえ ばあると思う	どちらかといえ ばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	40.3%	38.2%	8.7%	5.3%	5.1%	2.4%
平成19年調査	34.8%	35.9%	10.9%	10.4%	4.8%	3.1%

あなたは日本に居住している外国人に対する差別・偏見があると思いますか。

	あると思う	どちらかといえ ばあると思う	どちらかといえ ばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	24.2%	38.1%	14.2%	7.9%	14.8%	0.7%
平成19年調査	28.5%	34.2%	10.3%	12.6%	11.3%	3.2%

あなたはエイズ患者・HIV(エイズウィルス)感染者に対する差別・偏見があると思いますか。

	あると思う	どちらかといえ ばあると思う	どちらかといえ ばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	34.3%	27.9%	6.3%	3.7%	26.5%	1.4%
平成19年調査	30.4%	30.1%	7.5%	9.7%	19.6%	2.8%

あなたはハンセン病患者・元患者等に対する差別・偏見があると思いますか。

	あると思う	どちらかといえ ばあると思う	どちらかといえ ばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
平成24年調査	17.2%	21.7%	11.9%	5.7%	42.3%	1.2%
平成19年調査	30.4%	30.1%	7.5%	9.7%	19.6%	2.8%

3 同和問題に関する意識について

あなたは同和問題(部落差別)を知っていますか。

	知っている	知らない	無回答
平成24年調査	94.9%	4.7%	0.4%

平成24年調査内訳

年代	男			女		
	無回答	知らない	知っている	知っている	知らない	無回答
全体	95.3%	4.2%	0.4%			
20代	84.4%	15.6%				
30代	94.4%	5.6%				
40代	96.0%	2.7%	1.3%			
50代	97.5%	2.5%				
60代	96.7%	3.3%				
70代	97.7%	1.1%	1.1%			

あなたは同和問題についてどのようにお考えですか。(あなたは同和問題(部落差別)を知っていますか:知っていると回答した人)

	今も差別が根 強く残っている	改善されてきている が、まだ残っている	ほとんど差別は 解消された	差別は解消され た	わからない	無回答
平成24年調査	4.9%	56.6%	21.0%	4.3%	13.1%	0.1%
平成19年調査	5.9%	51.0%	21.1%	3.9%	15.3%	2.8%
平成15年調査	5.4%	49.5%	21.7%	4.0%	18.8%	0.6%

あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から反対されたら、あなたはどうしますか。

	自分の意志を貫 いて結婚する	親や親戚の脱得に全力を 傾けた後に、意志を貫い て結婚する	家族や親戚の者 の反対があれ ば、結婚しない	同和地区の人とは 結婚しない	無回答
平成24年調査	25.1%	50.4%	16.3%	4.8%	3.5%
平成19年調査	26.0%	51.9%	12.5%	9.6%	
平成15年調査	38.0%	46.0%	10.9%	5.1%	

あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であった場合、あなたはどうしますか。

	相手の出身は問 題にしない	子どもの意志を 尊重する	親としては反対で あるが、子供の意 志が強ければ、 結婚を認める	他の家族や親戚 の反対があれば、 結婚を認めない	結婚を認めない	無回答
平成24年調査	17.9%	53.5%	20.8%	3.1%	2.6%	2.1%
平成19年調査	16.8%	54.7%	21.6%	4.6%	2.2%	